

道路の冬期通行止め

次の箇所、冬期通行止めを実施します。

なお、降雪状況により、期間を変更する場合があります。

▼道道

●遠軽雄武線 上鴻之舞44-1 (道道紋別丸瀬布線交点) 上渚滑町上古丹103 12.1 km

期間 11月24日11時～5月31日14時

●丸瀬布上渚滑線 上渚滑町上立牛40 上渚滑町中立牛ゲート 9.8 km

期間 11月30日11時～4月30日11時

●和訓辺上渚滑線 上渚滑町和訓辺294 上渚滑町和訓辺104-1 5.2 km

期間 11月30日11時～4月30日11時

●和訓辺渚滑(停)線 渚滑町宇津々563 渚滑町宇津々498-1 1.8 km

期間 11月30日10時～4月30日10時

●網走土木現業所紋別出張所 ☎(24)2196番

▼市道

●花園第8号線(墓園外周) 大山町4丁目24 大山町4丁目28 0.3 km

期間 12月1日11時～3月15日10時

●シブノツナイ線(旧道道紋別空港線) 沼の上179 沼の上35-3 1.7 km

期間 12月1日11時～4月10日10時

●市役所土木課管理係 ☎内線284番

林道大山線の冬期通行制限

大山山頂に至る林道大山線のスキー場側ルート、新生側ルートを冬期間通行制限します。

・スキー場側ルート 18時～翌朝9時夜間通行止め

・新生側ルート 全面通行止め

期間 12月1日～3月31日

※降雪状況により期間を変更する場合があります。道路状況の詳細は、問い合わせください。

●園農政林務課農林整備係 ☎内線253・307番

障害者控除対象者認定書の交付

65歳以上で、身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けていない方のうち、次の要件に該当する場合、所得税法及び地方税法に基づき、所得税又は住民税(国保税は除く)の「障害者控除」「特別障害者控除」を受けることができます。

要件 所得税又は住民税(国保税は除く)の課税が予想される方で、本人又は扶養義務者が、身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けていないが、交付基準に準ずる方

※該当となる方は控除を受ける際、市が発行する「紋別市障害者控除対象者認定書」が必要となります。

各手帳の交付基準及び障害者控除対象者の交付手続きについては相談ください。

●高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎内線273番

●社会福祉課障害福祉係 ☎内線222番

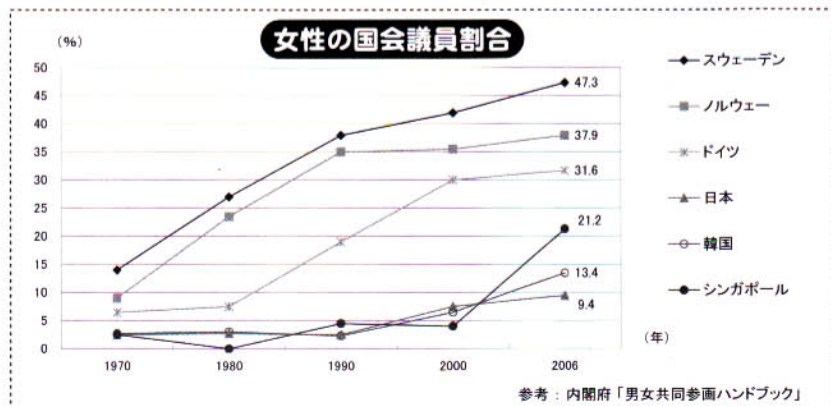
～男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えて～ No.4

今回は、国の政策・方針決定の場である国会議員における女性の割合を海外諸国と比較してみましょう。

スウェーデンを始めとする北欧諸国は、1970年代から高い水準となっています。ドイツでも1985年以降に増加し、2000年には全議員の30%を超えています。

一方、アジア諸国は低水準でしたが、韓国、シンガポールは1990年代後半から急上昇しています。

日本は1995年以降にやや上昇したものの、2006年で9.4%と低くなっています。



園企画調整課企画係 ☎内線221番

地域包括支援センターの紹介

平成19年4月に市に地域包括支援センターが設置されました。

同センターは、保健師や社会福祉士、主任ケアマネージャーの専門職が配置され、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう次のような相談や仕事をしています。気軽に相談ください。

○様々な相談ごと
近所の一人暮らしの高齢者が心配、福祉サービスを利用したいなど

○介護や健康のこと
要介護認定の申請や介護保険サービスを利用したいなど

○暮らしやすい地域づくり
介護サービス事業者、ケアマネージャーなどの関係機関や地域とのネットワーク作りなど

○権利を守ること
虐待にあっている人がいる、悪質な訪問販売の被害にあったなど



地域包括支援センター
大山町1紋別総合在宅ケアセンター内
☎(23)1232番

成人を祝うつどい

市では、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます「成人を祝うつどい」を開催します。
日 時 1月10日(日)13時～
(受付12時～)

場 所 市民会館小ホール
対 象 平成元年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた紋別市に住民票を有する方

※住民票が他市町村にある場合でも、両親、親族が紋別市に居住している方は参加できますので、事前に電話連絡ください。

案内状 12月下旬頃に郵送

※案内状が12月30日までに届かない場合など問い合わせは、1月8日までにお願いします。(12月31日～1月5日を除く)

生涯学習課青少年係
☎(24)2416番

特設人権・行政相談

▼特設人権相談

いじめ・体罰、家族問題、隣人関係のいざこざなど身近な法律問題や人権問題等なんでも結構です。

日 程 12月4日(金)
場 所・時間 市民会館 10時～15時

渚滑出張所・上渚滑支所
13時～15時

相談員 人権擁護委員

旭川川地方務局紋別支局
☎(23)2521番

▼特設行政相談

国の行政全般についての苦情や要望などを聴き、解決や実現の促進を図ります。

日 時 12月4日(金)10時～15時

場 所 市民会館
相談員 行政相談委員

企画調整課公聴広報係
☎内線218・443番

※相談は無料で秘密は固く守られます。

無料法律相談

金銭貸借、相続、離婚、不動産売買など法的な知識を必要とする問題に対し、弁護士が無料で相談に応じアドバイスを行います。

要とする問題に対し、弁護士が無料で相談に応じアドバイスを行います。

相談日 12月13日(日)
※毎月第2日曜日(1月を除く)

場 所 博物館
相談時間 一人20分程度

定 員 10名(先着順)
申込み 12月11日(金)までに電話で予約

※各相談日の前々日まで
企画調整課公聴広報係

☎内線218・443番

12月1日は世界エイズデー

エイズはHIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染によって発病します。HIV感染のほとんどは性的接触が原因です。

感染が心配な方は、勇気を出して保健所で検査を受けてみませんか。検査は、匿名、無料で受けられます。

紋別保健所エイズ相談専用電話
☎(24)1926番

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する認識を深めよう

我が国では、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。

拉致問題など、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、被害者やその家族のみならず、国民が一丸となって、この問題に取り組むことが必要です。



旭川川地方務局紋別支局・紋別警察署

パネル展

紋別人権擁護委員協議会及び旭川川地方務局紋別支局では、北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取り組みとしてパネル展を開催します。

日 時 12月4日(金)13時～10日(木)13時
場 所 市民会館1階ロビー

旭川川地方務局紋別支局 ☎(23)2521番